# パブリックコメントで頂いたご意見 (原文)

一参考-

#### パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(1)

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
1		本件資格制度の趣旨は、技術者等の質を確保することであると思われます。 しかし、技術者等の質を向上させるためには、資格制度だけでなく、教育制度の整備も不可欠だと思います。それにもかかわらず、単に資格制度のみを整備したのでは、業務を行うことができる技術者等の数を制限するだけの単なる競争制限政策になってしまうおそれがあると思います。 したがって、資格制度の整備に加え、教育制度についても十分に整備するべきだと思います。
2	全般	意見を述べさせていただきます。 点検・診断の資格制度について、以下のような問題が生じると思われます。 ・資格試験受験申し込みが早い者勝ちとなり、機会が公平に与えられない。 ・点検要領から外れた事例が生じた場合に対応できない、または変状に気付かない可能性がある。  よって、次のような方式も一つの手段かと思います。 〇技術士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士、土木学会認定土木技術者(1級以上:メンテナンス)といった、点検・診断について全体的な知識を有する資格者に各分野の点検要領等の講習を義務付ける。 〇講習は各自治体に置かれている「建設技術センター」のような機関にて頻繁に行い、希望者に対して受講機会を与える。 〇これにより、点検要領(マニュアル)の熟知とともに一般的な変状に対する知識を有することが担保できる。  講習内容:「求める技術的事項」のうち、3~7は有していることから、1.法令と2.基準・マニュアルについて知識を習得することが必要。  ※RCCMは主に管理者としての資格であることから点検資格としては適していない思われる (試験内容からも適していない)。 ※点検作業において、一般的な診断知識は必須であると考えます。

## パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(2)

該当箇所	カルカリナットノナスジカロ(アナ)
D/ 10/11	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
全般	社会資本の維持管理には、長年にわたってそれに携わった方々が現場での実体験として身に付けられた知識や技術が大きな役割を担っています。 資格制度のあり方を論ずる上で、民間の技術力を引き出す仕組みづくりや、最新の点検・診断技術を評価することは重要なことと思いますが、一方では、前述の実務経験を重用する仕組みづくりや、それらに裏打ちされた知識・技術を高く評価することも欠かしてはならないと考えます。 点検・診断は、その対象物に応じて多様な技術内容を整理し技術水準を設定して行く必要があるはずです。新しい民間の技術力ばかりに偏重することなく、従来から積み上げられてきた維持管理の経験や技術を活かす仕組みについても考慮していただきたい。 民間資格というものが、民間の視点だけで組み立てられるのではないかという危機感を感じます。
6.(1)「今回の検討対象 以外の施設分野・業務 分野への対応」	①「今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応について、今後速やかに検討を行い、民間資格の評価登録をすべき」と記載されており、P5の7行では「当面検討を急ぐ施設を対象とした」と記載されているにもかかわらず、市民生活に密接に関連し、緊急性も非常に高いと思われる「鉄道」と「水道」が本制度では対象とされていない、今からでも対象施設にすべきではないだろうか。  ②また、「機械設備や電気通信設備などについても検討を進めるべき」と記載されているが、現代社会における重要性と緊急性を考慮すると、この部分も早急に対応すべきであり、今後、具体的にどのようなスケジュールで検討を行うのか、工程表を示すべきではないだろうか。  ③さらに、土木系のインフラとしては「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」、「電力土木」、「廃棄物」なども、市民生活における重要な施設であると考えられ、今回対象とされた11施設とどこが異なるため、検討の遡上に乗っていないのか、理由を明確にしていただきたいと思います。
	6.(1)「今回の検討対象 以外の施設分野・業務

# パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(3)

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
5	(別紙)点検・診断等に 必要な知識・技術	(橋梁、トンネルの)診断業務における知識・技術を求める対象として、担当技術者になっていますが、管理技術者ではないですか?
	1. (2)地方公共団体に おける資格の活用状況	RCCMは業務実施に関するマネジメント能力を保証する資格であり、業務実施能力を保証する資格ではない。また、技術士についても、そうした性格が強い。
	2. (2)点検・診断等の 発注業務単位と連動し た資格制度	公園施設の点検・診断においても、材料を含めた個別施設の点検等に関する資格と、公園全体について検討すべき資格とが別々に存在し、混乱を招いている。
6	3. (4)対象技術者の レベルに応じた評価	まさに記載の通りで、現行で管理技術者や担当技術者に求められている業務内容は、マネジメントに関するものに主眼が置かれ、技術的内容の保証は少なく、これを補うものが民間資格といえる。
	6. (6)維持管理以外の 業務範囲への展開等	まさに記載の通りで、点検・診断のみならず、補修設計から新設設計においても、民間資格の活用が望まれる。特に、公園という総合技術の結集地においては、基盤となる知識と経験が不可欠と考える。
		まさに記載の通りで、民間資格が公的に認証されることにより、受験意欲の向上・新規技術の獲得などの前向きな姿勢に繋がると考える。
	(参考資料)資格制度の 検討対象とする業務範 囲等(2)	公園施設の補修設計では、個別施設の補修だけで済む問題ではなく、全体の利用を踏まえた上での検討が必要で、専門的な知識と経験の裏付けが必要で、補修設計においても資格要件が必要である。

## パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(4)

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
	1. (4)点検・診断等の 資格に関わる課題	維持管理体制の変化が見込まれる。 (市場化テスト等の導入による従事者の資格要件が課題)
	2. 目指すべき資格制度	新たな資格制度の構築や既存の資格制度の拡充・強化を図る必要がある。 (時代の要請に応えられるよう既存の資格制度(公園の場合公園管理運営士)を拡充・強化するのが 効率的)
	3. (1)対象施設	新たな施設も検討の対象に含める必要がある。 (公園や道路等の樹木の倒木防止の点検、診断を行う)
7	4. (1)③(iii)資格付与 試験等で求める技術的 事項	工学的知識だけでなく、幅広く科学的知識も求められる。 (植物管理、集客施設での人の安全管理等広い知識が必要)
	6. 今後の更なる検討に向けて	点検や診断等の「等」として、施設の安全管理に係わる資格制度の活用についても更なる検討を進めていくべきである。 (点検や診断のみならず、公園等の面的施設で植物管理、施設管理、利用者指導等の多種目で総合的な安全管理が求められる既存の資格(公園の場合、公園管理運営士)についても評価、活用すべきである)
	6. (5)行政職員の能力 向上	行政職員の維持管理実務経験の機会の確保が必要である。 (市場化テスト等で外部委託により直接維持管理業務に携わる機会が少なくなることにより能力が低下する恐れが見られる)

## パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(5)

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
	1. (2)地方公共団体に おける資格の活用	現状、技術士・RCCM が資格要件となっている自治体が多いと記述されているが、国家資格である技術士には更新試験が無い事から、技術レベルの継続的な技術維持管理がなされているかが重要であり、CPD(継続研鑽)証明の提出を必須条件としているかを調査すべき。
8	2. (2)点検・診断等の 発注業務と連動した資 格制度	民間資格を活用するにあたり、点検・診断に必要な知識・技術は多岐にわたる事から、発注形態も点検・ 診断とコンサルタント業務にあたる補修設計を分離し発注する事で、的確な資格要件を構築することが出 来ると判断できるので、点検・診断と補修設計を分離する発注形態が望ましい旨を表記する事を希望する。
	3. (2)対象業務	道路については、橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)について5年に1回の点検が義務化されている事から、現有の建設コンサルタントだけでの入札点検・診断対応は不十分と推測される。 構造物の調査(点検)・診断を行っている企業の新規参入の道を考える事と、点検・診断業者の質とレベルを選別する事が民間資格の活用の主旨と判断できることから、点検・診断と補修設計は分離し検討すべきである。
9	全体	本答申案について、全面的に賛同します。 答申内容に沿って、公正かつ適正に運用されることを期待します。
	5. 民間資格の評価・登 録のプロセス	既存民間資格を公募により、評価・登録とのことであるが、資格登録は、同一業務分野(同一施設、同一 業務等)に複数の団体の登録を可能として頂きたい。
		登録申請は、1回の公募でなく随時受付し評価・登録をお願いしたい。

## パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(6)

		スパンププランド志光促出応数(10位(国体/より777年)平成20年7月17日 17月50日
No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
	1. 資格制度をとりまく 現状と課題	この答申は、維持管理の有資格者を確保(増加)することが目的で、そのために民間資格を創設することを奨励しているように見受けられる。 一方「技術士には点検・診断等に主眼を置いた部門は存在しない」とあるが、技術士法第2条では技術士を右欄のように定義しており、診断結果に基づく健全度の評価および補修設計は技術士としての専門的応用能力を必要とする業務範囲であると考えられる。技術士の位置付けを明確にすることが必要である。また、技術士・RCCMを調査・設計等の資格要件とするケースが多く、経験も豊富であることから、その資格は尊重すべきと考える。
	1. (4)①点検・診断等 の業務に必要な技術内 容・水準の明確化	点検と診断は明らかに業務(技術)内容が異なるため、求められる技術とそのレベルも異なる。点検業務は業務内容が多様であり、既往の点検業務のなかには診断の能力を必要とする場合もある。各々の業務内容と資格が担保する技術を明確化することが重要である。また、要求事項に合致したフィーを明確にし、ビジネスとして成り立たせる必要がある。
10		点検から補修設計までの技術士を配置する必要のある一連の高度な業務、点検・診断で構成される業務など、業務内容に応じた技術レベルの整理が必要である。点検の資格と診断の資格を分けて、高度な診断を行なえる技術士に準じる技術力を保証する資格を創設することも考える。
	2. 目指すべき資格制度	一定の技術水準確保される民間資格を考える場合には、既存資格の組み合わせも対象とする。従って、23行目の文章を次のように変更することを提案する。 「また、一定の水準が確保できる既存の資格の活用及び組み合わせによる要件にも配慮し、そのような民間資格が存在しない場合には、・・・」とする。例えば、水門はコンクリート部材と鋼部材の両方から構成されているが、複数の資格を組み合わせるなどの運用で対処できる。
	2. (3)最新の点検・ 診断技術等を修得し た技術者・技能者を評 価する資格制度	個別構造物の点検・診断技術に限定せず、維持管理業務の全体プロセスをマネジメントできる技術者を 評価する資格も必要である。
	3. (2)対象業務	資格制度の対象とする業務に、補修設計があり、p7には「補修設計技術、補修設計方法に関する知識 〔補修設計〕」と記されている。分野にもよるが、点検・診断と補修設計では技術の体系が異なる。また、補 修設計の体系が確立するまでは、点検・診断の範囲に止めるのがよい。

## パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(7)

		次パンソファンド息光旋山心致 13石(四体/より// 十 十成20年/月17日 17月30日
No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
	3. (3)対象業務の技術 水準	施設数の多さで対象業務の選択をすると、大規模施設の重大事故防止に対する対応が薄れるような印象を受ける。「・・念頭に置き、当面は一般的な・・・」と「当面は」の文を挿入する。
	はじめに	「はじめに」において、メンテナンス技術の国際化が示されているが、以後の記述も含め、海外の技術基準、海外の技術の導入等について記述されていない。資格の国際同等性、TPPなどへの配慮が必要である。
	4. 民間資格の登録要件 等	民間資格の登録の際には、既存の資格を体系的に整理し、必要に応じて再編する必要がある。例えば、 橋梁点検では、橋梁点検技術研修修了(道路橋点検士)、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、 構造物診断士、土木鋼構造診断士と数多くあり、資格の色分けやレベルが整理されていない。レベル差も あり、レベルに応じた使われ方、業務毎、作業内容毎に整理する。
		有資格者、技術水準の維持・確保、公正・適切な手続きの確保の目的は理解できるが、地域で活躍する 建設コンサルタントへの負担が過大にならないような登録要件や運用形態に配慮する必要がある。
10	4. (1)③(iii)資格付与 試験等で求める技術的 事項	橋梁等の点検、診断、補修設計に当たっては、対象構造物の構造や設計に関する知識に加え、点検などの現地作業を実施する場合には、安全管理に関する知識や現場経験を受験要件とすることなどが考えられる。
		資格付与試験等の内容について、具体的に1. ~7. を挙げ知識等の確認が必要であるとしているが、 具体的な試験内容(例:試験問題)までは踏み込まず、当該分野が含まれている確認にとどめて欲しい。
		国が求める知識・技術と同等以上であることを適切に問うとあるが、漠然としている。

## パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(8)

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
110.	8 ヨ 画 が 4. (1)③(iii)資格付 与試験等で求める技術 的事項	点検と診断ではそれに必要な技術のレベルが違うため、新たに資格制度を創設する場合は、それらを分割して資格制度を制定する。点検は客観的に損傷を発見できる技術、診断はその結果に基づき損傷程度を判定する技術である。社会インフラが膨大で点検が急がれるのであれば、点検と診断の資格を分け、点検は広い範囲の人材、診断は建設コンサルタントなど構造を理解している人材と、各々取得できるレベルに差をつけるのも一策であろう。
		1から7の求める技術的事項は、技術者・技能者で詳細に明確化すべきである。
	4. (1)③(v)資格取得 後の更新規定	更新規定において継続教育の必要性を掲げているが、基準や要件が厳し過ぎると、技術者の確保が困難になる。運用における配慮が必要である。
10		資格取得後の更新規定について、CPDが推奨されているが、各学協会においてCPDの取扱いは一定されておらず、同等性が担保されていない。 講習会の地域偏在、開催頻度などの不平等を生じさせない工 夫が必要である。講習会の受講が義務付けられたものの、継続して講習会が開催されず、問題となったことがある。 更新規定には、対応組織の継続性が保証される仕組みを考慮すべきである。
		点検技術者のための資格試験では、ICT等の対応能力の評価が必要である。資格取得後のCPDや更 新時研修等はより重要になる。
	5. (3)民間資格の評 価・登録	民間資格の評価には、関連する学会や、複数の学識経験者による評価が必要である。特定の業種、地域に有利にならないよう、公平な視点から評価する仕組みが必要である。

## パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(9)

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
	5. (4)登録の公示	点検・診断系業務の個々の業務に必要な技術力によって、要求資格の設定は異なってくる。例えば、橋梁の疲労亀裂の詳細調査には、調査方法や原因究明あるいは評価の方法に至るまでを勉強する講習会を開催し、試験等で確認する鋼構造診断士などがある。技術士やRCCM以外にも、業務の内容(①分野、②材料、③特定技術等)に応じた技術資格を適宜設定していただきたい。
	5. (5)登録された民間 資格の活用	施設ごとの資格を検討した結果が別紙に記載されているが、管理技術者と担当技術者を求める施設、 管理技術者のみを求める施設、担当技術者のみを求める施設などがある。その理由が不明である。
10	6. 今後の更なる検討に 向けて	技術・知識の進歩や進化に合わせて資格制度を拡充するためには、必要な技術・知識の維持・向上を支援する仕組みを策定するべきである。
	6. (4)新たな資格の創設	喫緊に必要な個別構造物の点検・診断等に必要な資格については、既存の民間資格の活用とならざるを得ないが、維持管理業務全体のプロセスをマネジメントできる技術者を評価する資格も必要である。
		土木構造を対象とする点検・診断資格に関しては、RCCMを基本とした資格として整備することが望ましい。
	6. (6)維持管理以外の 業務範囲への展開等	「新設から維持管理を通じた業務発注時の資格制度」について別途検討とあるが、これに加え、積み残されている多量の修繕対象資産の健全化や、管理水準を長期安定的確保するという「メンテナンスをマネジメントする」ことについての資格制度も必要。

#### パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(10)

	=+ \1, 65 =5	ᄬᄱᄱᆏᅙᅙᅩᄔᅼᅩᆛᆛᄀᄛᅔᄝᄼᅜᅷ
No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
	6. (6)維持管理以外の業務範囲への展開等	「新設の調査・設計等の分野においても資格制度の構築を図るべきである」と記述しているが、資格を増 やすのではなく、「技術士、RCCM等の資格制度を充実させ、補修設計を考慮した技術力を有する資格に 拡充を図るべきである」 例えば、既存の資格の更新講習時や継続教育によって、当該技術の講習等による技術の取得を義務付 け、新規資格取得者には試験等で、その技術を担保する。
		「発注時の資格制度の検討」の中には、新設の調査・設計等の分野における資格制度を構築することよりも、若手の資格保有者の活用が問題である。このため、既存の資格保有者の有効活用に力点を置くべきである。
10		"新設の調査・設計等の分類においても資格制度の構築を図るべきである"とあるが、「建設コンサルタント」が、上流域(点検~診断~維持補修含め)の重要な使命を帯びているにもかかわらず、技術士や建築士のように社会的(例えば、法令的)に認知されていないこと自体が、安定的な担い手確保における障壁であり、建設コンサルタントの意欲を損なっている(一生懸命に努力しても認めてもらえない等といった不満等)。ここでは、新設の調査・設計等の資格制度構築ということではなく、調査・計画・設計から維持管理までを担当する「建設コンサルタントの資格法による法制化を図るべき」と述べるべきである。
		点検、診断に関する資格制度の法制化とともに社会資本の適切な整備、維持管理を着実に実施する建設コンサルタント業務に携わる技術者・技能者に関する資格制度及び法制化が必要である。
	(別紙)点検・診断等に 必要な知識・技術	橋梁、トンネルの施設についても、管理技術者に必要な知識・技術を求めるべきである。
		若手の育成等を考えると、業務構成員すべてが当該資格を保有する必要もないので、担当に1名以上含まれておれば良いと思われる。
		港湾施設と空港施設の業務分野に設計が記載されているが、補修設計の体系化ができるまでは、全体の平仄を揃えるために設計分野を削除する。

# パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(11)

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
		いつまでに、どのような姿を目指すのかについての記述がある方が、資格を取得側の行動につながる。 安全性確保に対する重要な課題であり、適正な資格制度が早急に確立されることを希望する。
		舗装が対象になってない
10	全体	1、早期の資格認定を要望 インフラの老朽化対策を産学官の総力戦で速やかに実行に移す必要があり、民間の資格を認定する制度は大変重要。早期に認定手続きを進めることを要望。 施設ごとに構造特性や使用環境が異なり、法令や基準も施設ごとに定められているため、今回11施設を対象に個別に資格制度を検討することは適切である。さらに、資格制度は公正で安定的あり継続性が求められる。登録期間、CPDを含む登録要件は適切である。早期に資格認定を進める観点から、次の点を要望。 (1)資格の対象業務について 今回、11の施設のうち、港湾施設、空港施設を除いては補修設計の資格を対象にしていないが、補修設計の体系化を進めたうえで、極力早く次回の認定を行い、補修設計も資格の対象業務に含めていただきたい。 (2)知識・技術を求める対象について 業務の成果品に責任を持つのは管理技術者であり、まずは管理技術者の資格を認定していただきたい。その上で担当技術者に専門具体的な知識・技術が必要な場合に担当技術者の資格を検討すべき。したがって橋梁、トンネルの点検・診断において管理技術者の資格認定をあわせて実施願いたい。

#### パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(12)

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
10	全体	2、業務実施者の負担の軽減に対する配慮について 維持管理に係る点検診断等業務の品質を確保するためには、地域ごとに同種の施設を一括して複数年 契約など包括化して業務発注することが重要である。一方、包括発注が困難な場合は個々の業務が小規 模なものとなり、資格の活用に当たって業務実施者に過度な負担を及ぼすことになりかねないため、以下 の点につき配慮するとともに、活用に当たっての留意事項として周知徹底をお願いする。 (1) 担当技術者に必要な知識技術が管理技術者に必要な知識技術に包含される場合(堤防・河道、 公園施設)、資格者を複数配置する負担の軽減を図るため管理技術者が資格を持っていれば担 当技術者の資格用件は不要とする運用をお願いする。 (2) 担当技術者が複数配置される場合、一人が資格を持てば十分とする運用をお願いする。 (3)点検と診断の資格が別々に認定される場合、発注者の方針で点検業務と診断業務が統合されて発 注される場合の取り扱いについて、診断業務の資格があれば点検の資格は不要とする運用をお願い する(逆は不可)。
		3、資格制度の展開について 「はじめに」に記載があるとおり、「土木構造物」を対象にして喫緊の課題である維持管理にかかる、点検・診断・補修について資格制度の創設が今回図られることとなる。今後、対象施設の拡充、補修設計への対象業務の拡大、さらには既存資格の活用も考慮した新設設計への展開を図る中で、社会資本整備の上流工程の担い手である建設コンサルタント自身の資格の法制化も視野に入れた検討をお願いしたい。

## パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(13)

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)		
11	3. (1)対象施設	社会資本の分野(道路,河川,港湾,・・、空港)に、宅地を加えることが好適と思われます。		
	2. (2)点検・診断等の 発注業務単位と連動し た資格制度	点検・診断等の発注業務単位との連動だけでなく、学術・技術分野に係る資格制度への配慮も必要と 考えます。例えば、「地盤工学」という学術・技術分野に係る資格制度も有用と思われます。		
	3. (2)対象業務	常時の点検・診断・補修設計だけでなく、耐震(災)補強、更新さらに被災時の耐震(災)診断及び応急復旧または強化復旧も加えることが好適と思われます。		
	全体	地盤品質判定士及び地盤品質判定士補は、地盤工学に係る高い専門技術及び倫理観を有する技術者です。道路あるいは堤防等の多様な地盤構造物の維持管理業務について、有資格者の地盤工学の専門知識・技術が広く活用していただくことを期待します。		
12	2. (1)法令・基準等も基 づき確実に点検・診断等 が実施できる技術者・技 能者の確保	点検・診断等の基準、ガイドライン、業務仕様書等が統一的に定められていない分野については、その 制定を早急に進める旨を追記されるよう、お願いいたします。		
	4. (1)③(iii)資格付与 試験等で求める技術的 事項	3.工学的基礎知識[工学]に加えて「施設分野・業務分野ごとの点検・診断等に必要とされる専門的基礎知識」を追記されるよう、お願いいたします。		
	5. (1)国による登録要 件並びに点検・診断等に 必要な知識・技術の明確 化	点検・診断等の基準等が統一的に定められていない分野については、早急に基準等の制定に併せ、業務を実施に必要な技術水準、求める対象技術者レベルを明確化する旨を追記されるよう、お願いいたします。		

#### パブリックコメントで頂いたご意見(原文)(14)

		スパンプププログラド志光提出心数 10位(団体/あり//F 1/020年/月1/日 1/月50日
No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)
12	6. (1)今回の検討対象 以外の施設分野・業務 分野への対応	土木構造物に加え、道路、公園等の機能の保全、安全性の確保を図るために樹木等により構成される 緑地の点検、診断等も検討の対象とされるよう、お願いいたします。
	6. (4)新たな資格の創設	道路、公園、港湾等の緑地や樹木の点検・診断等が必要な分野では、植物育成、土壌の専門的知識を 有する街路樹診断士、植栽基盤診断士の活用をお願いいたします。
13	6. (6)維持管理以外の 業務範囲の展開等	このため、調査、(略)新設から維持管理に加え、「公園(施設)の総合的なマネジメント」を追加する。
14	6. (5)行政職員の能 力向上	施設管理者に対しても、各社会基盤施設の維持管理を中心とする業務の内容、必要とする知識、技術の役職に応じた習得度を計る資格を導入することが重要と考えます。
	5. (5)登録された民間 資格の活用	施設別、業務別の細分化された範囲だけでなく、包括的な維持管理のマネジメントの発注にも活用できる資格の登録区分も設定することも検討していただきたい。
15	1. (4)③新しい基準・マ ニュアル等への対応	常に新たな基準・マニュアル等に基づき確実に業務を実施していくことが求められる。
	6. (4)新たな資格の創設	既存の民間資格が存在しない場合は、今後、(略)新たな資格を創設することを含め、対応を検討する必要がある。
	6. (6)維持管理以外の 業務範囲への展開等	このため、調査、(略)新設から維持管理に加え、「公園(施設)の総合的なマネージメント・管理運営」を 追加する。 11